

株式会社 超高温材料研究センターにおける競争的資金の不正使用防止に関する基本方針

令和元年7月1日

最高管理責任者（代表取締役社長）

中川 成人

株式会社 超高温材料研究センターにおける競争的資金等の不正使用防止規程第3条2項に基づく競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 競争的資金等の不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、社内外に公表する。
- (2) 競争的資金等の不正使用防止のため、別に定める行動規範を職員（当社の役員、社員、シニア社員、派遣社員等、当社において経費の執行及び管理に関わる全ての者をいう。）が遵守することを求め、競争的資金等の不正使用防止に係る同意書の提出を義務付ける。
- (3) 競争的資金等の使用に関して社内規定遵守を徹底するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
- (4) ホームページ等を活用して当社設置の相談窓口を社内外に広く周知し、競争的資金等の不正使用に関する情報を集めて、迅速に対応する。
- (5) 競争的資金等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。